

H30 年度第 1 回森林整備と財源のあり方検討委員会配付資料

平成30年度第1回森林整備と財源のあり方検討委員会 次第

日時：平成30年7月24日（火）午前10時～

会場：新潟県自治会館別館902会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 報告事項

- ①これまでの検討状況（資料1）
- ②国の森林環境税（仮称）等の概要（資料2）
- ③森林経営管理制度の概要（資料3）

5 議 事

- ①検討の進め方について（資料4）
- ②今後のスケジュール（資料5）

6 閉 会

[配付資料]

- （資料1）「H29年度「森林整備と財源のあり方検討委員会」提言内容」
- （資料2）「国の森林環境税（仮称）等の概要」
- （資料3-1）「森林経営管理制度の概要」
- （資料3-2）「当委員会における概念図との関係（イメージ）」
- （資料4-1）「検討の進め方について」
- （資料4-2）「県と国の税財源の対象範囲の考え方」
- （資料4-3）「森林整備と財源のあり方検討委員会技術専門部会委員名簿（案）」
- （資料5）「H30年度森林整備と財源のあり方検討のスケジュール（案）」
- （参考資料）「森林整備と財源のあり方検討委員会設置要綱」

平成30年度森林整備と財源のあり方検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

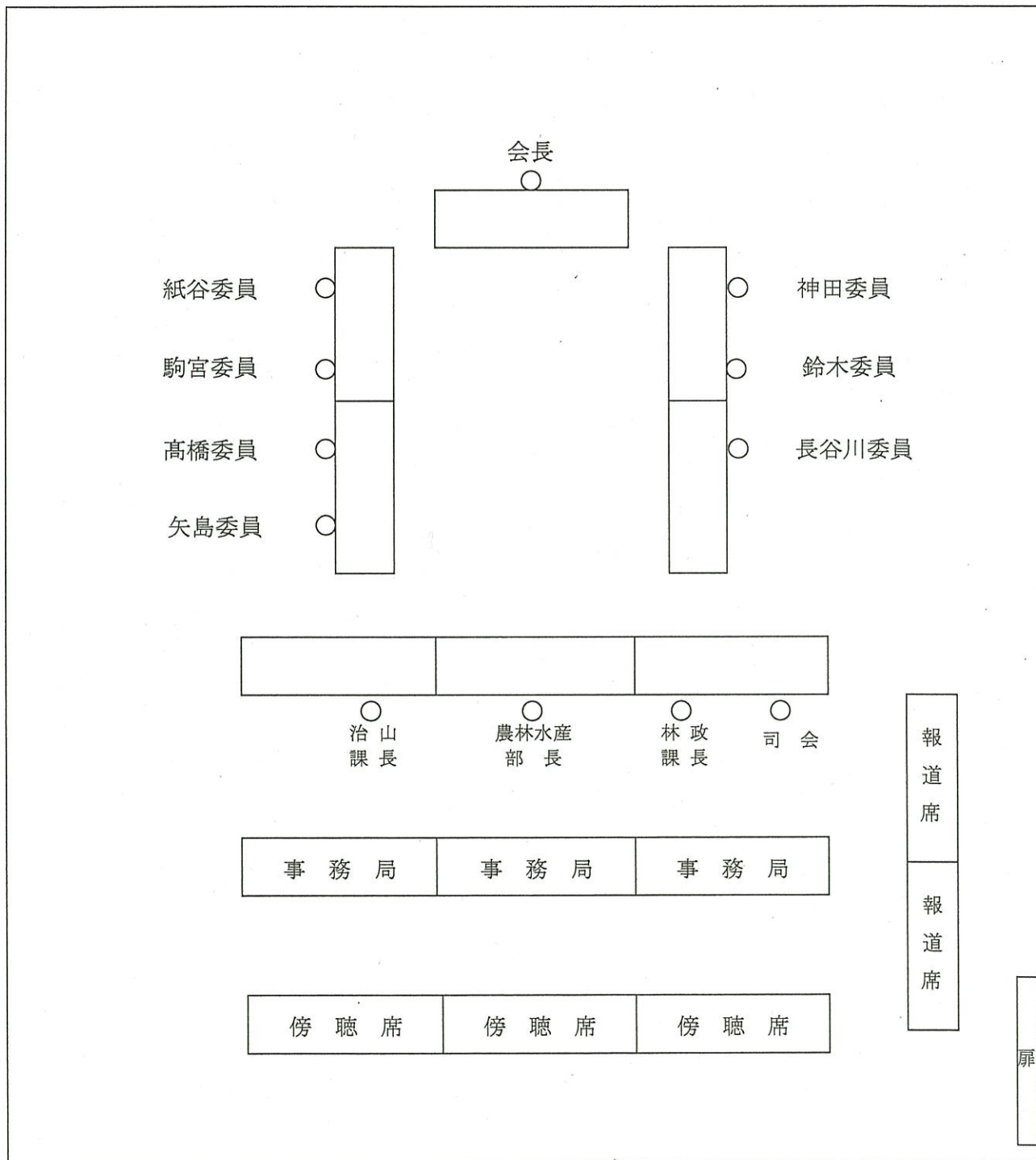
委員の氏名	役 職 名 等	備 考
かみたに ともひこ 紙谷 智彦	新潟大学名誉教授	
かんだ としろう 神田 敏郎	阿賀町長 (新潟県町村会)	(代理出席) 阿賀町農林商工課長 清野 康弘
こまみや ふみひろ 駒宮 史博	新潟大学名誉教授	
すずき つとむ 鈴木 力	燕市長 (新潟県市長会)	
たかはし のぶお 高橋 信雄	新潟県商工会議所連合会副会頭 (上越商工会議所会頭)	(代理出席) 新潟県商工会議所連合会事務局長 北山 晃也
はせがわ ゆきこ 長谷川 雪子	新潟大学人文社会科学系(経済)准教授	
やじま とくお 矢島 徳男	公募委員	
(計 7 名)		

平成 30 年度第 1 回森林整備と財源のあり方検討委員会

座席表

日時：平成 30 年 7 月 24 日（火）午前 10 時から

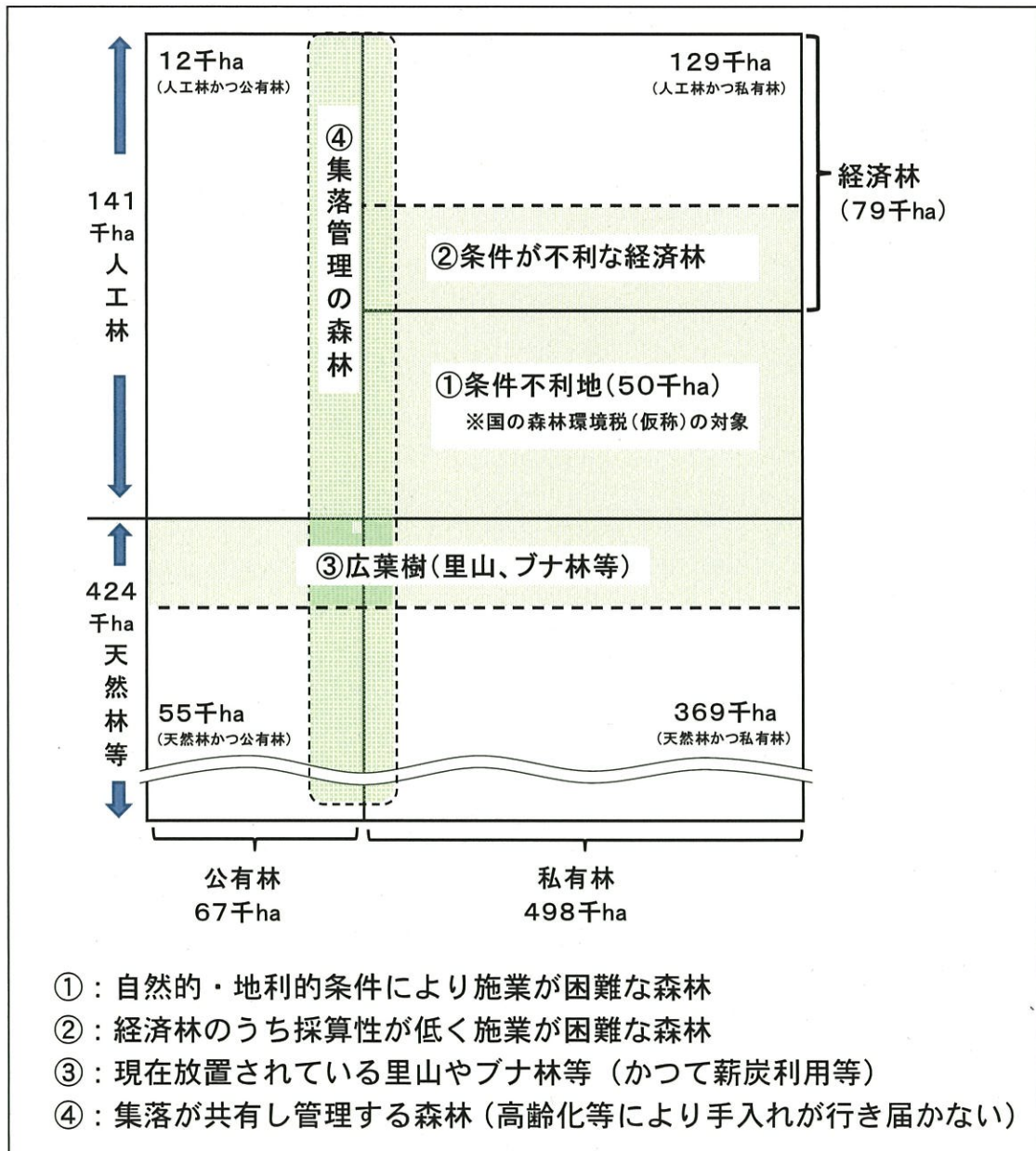
会場：新潟県自治会館別館 902 会議室



H29年度「森林整備と財源のあり方検討委員会」提言内容

◆ 森林整備のあり方について

- ・ 自然的・地利的要因等により公的関与が必要な森林（4区分）
- ・ 対象に関する具体的な基準について、技術的・専門的な検討が必要



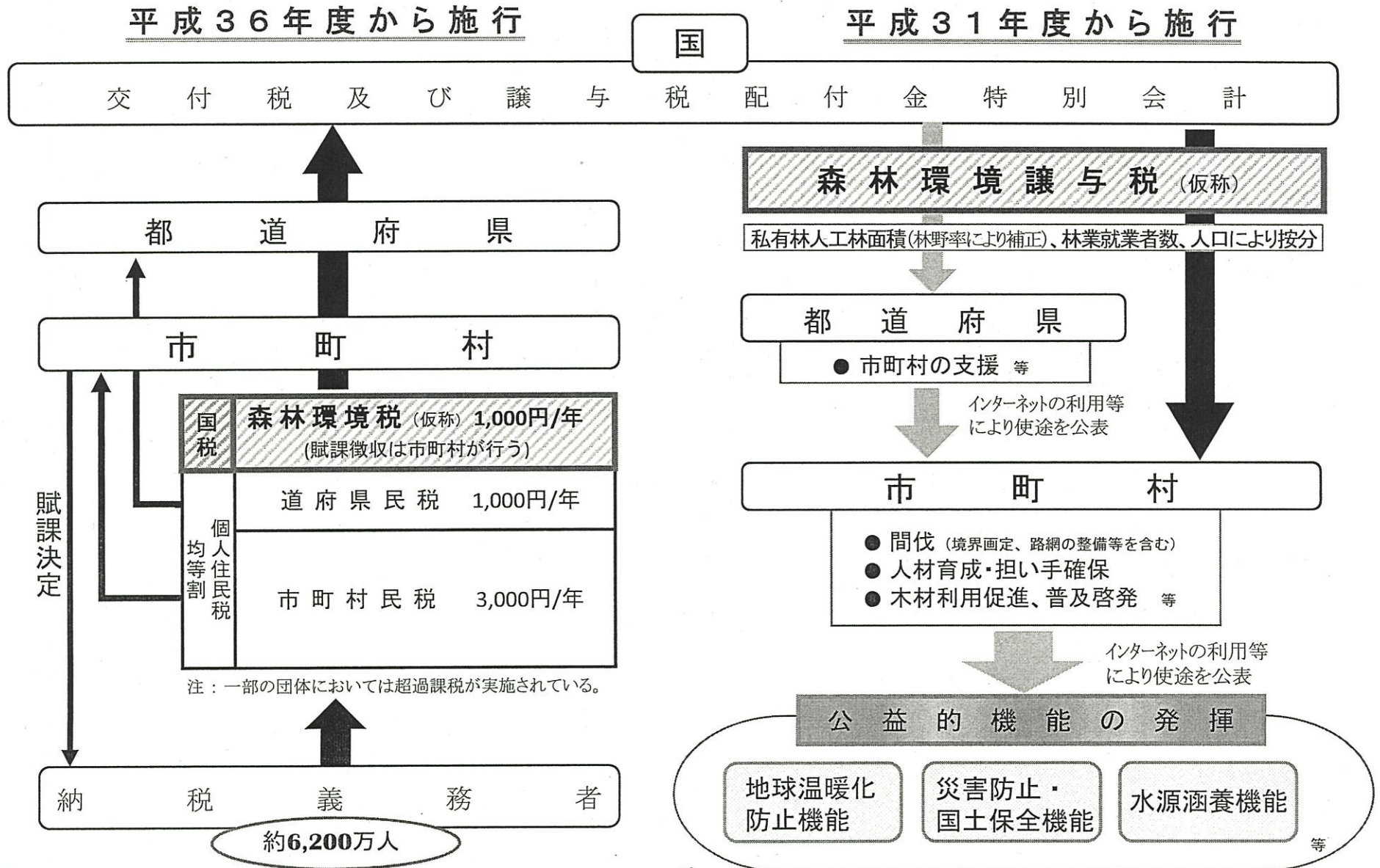
◆ 財源のあり方について

- ・ 国の森林環境税（仮称）と重複しない部分や財源不足に見合う財源を確保すべき。
- ・ ただし、必要性や規模等について明確な説明が必要。

国の森林環境税（仮称）等の概要

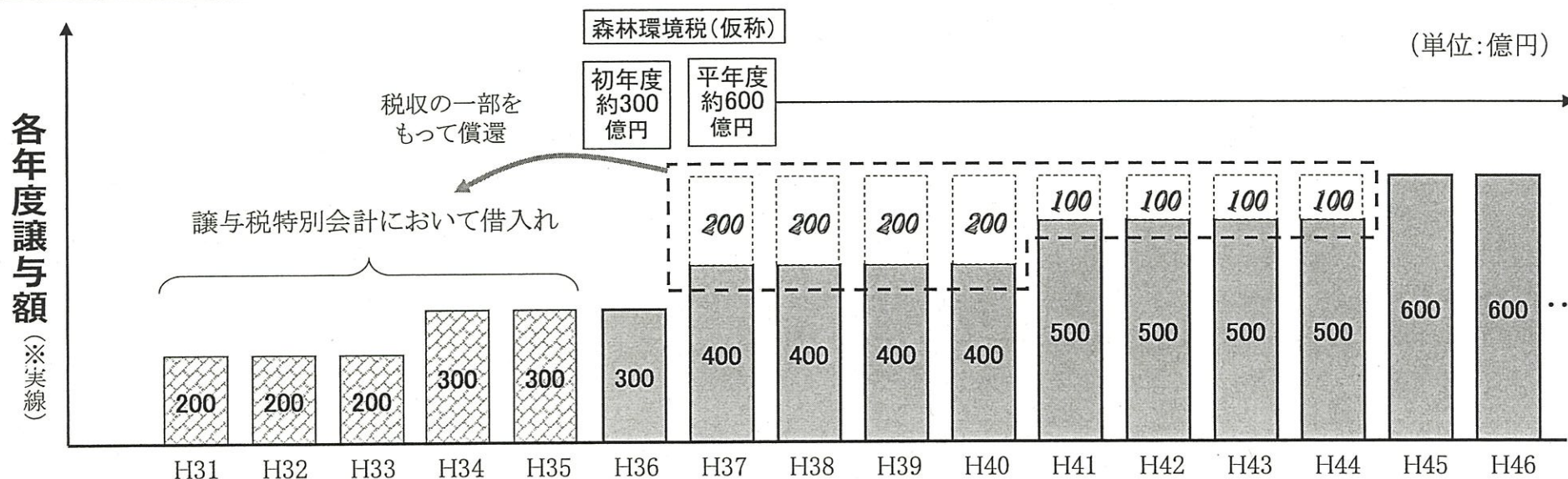
森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15				88 : 12				90 : 10		
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	540
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

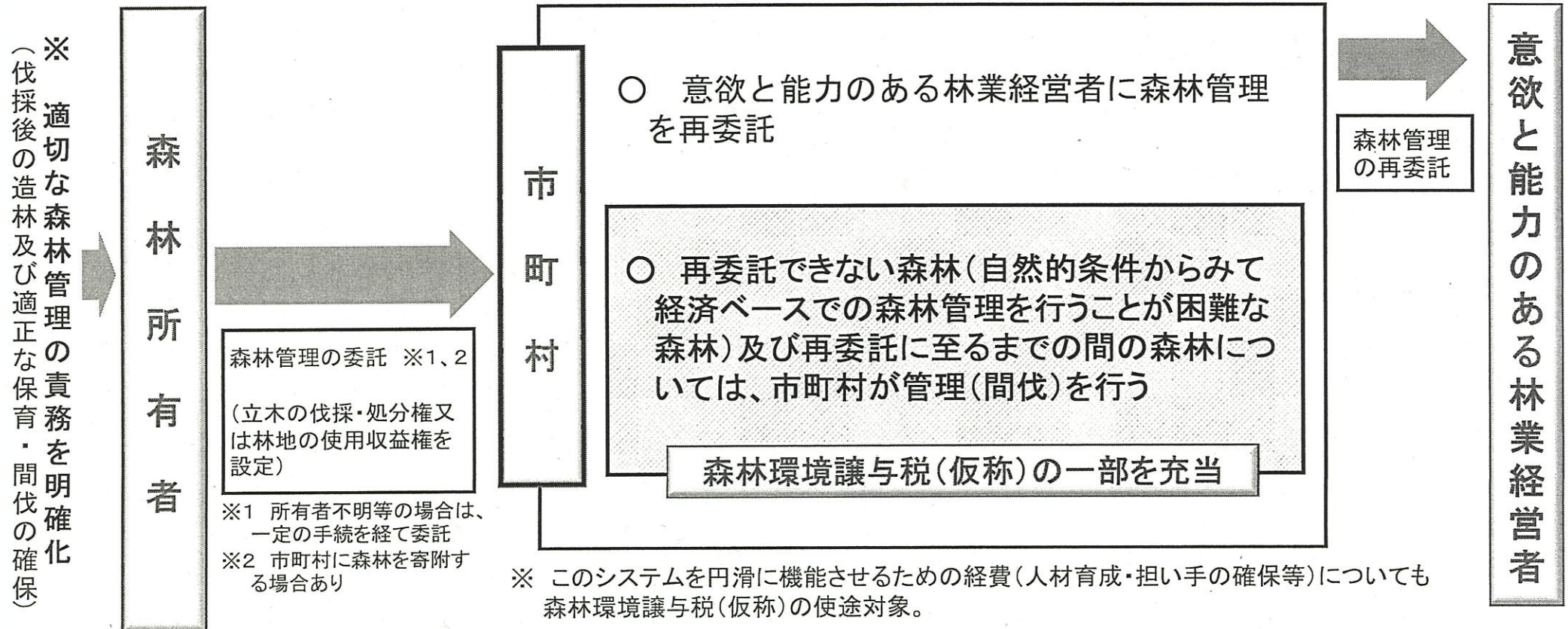
※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- (1) 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- (2) 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
- (3) 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
- (4) 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。

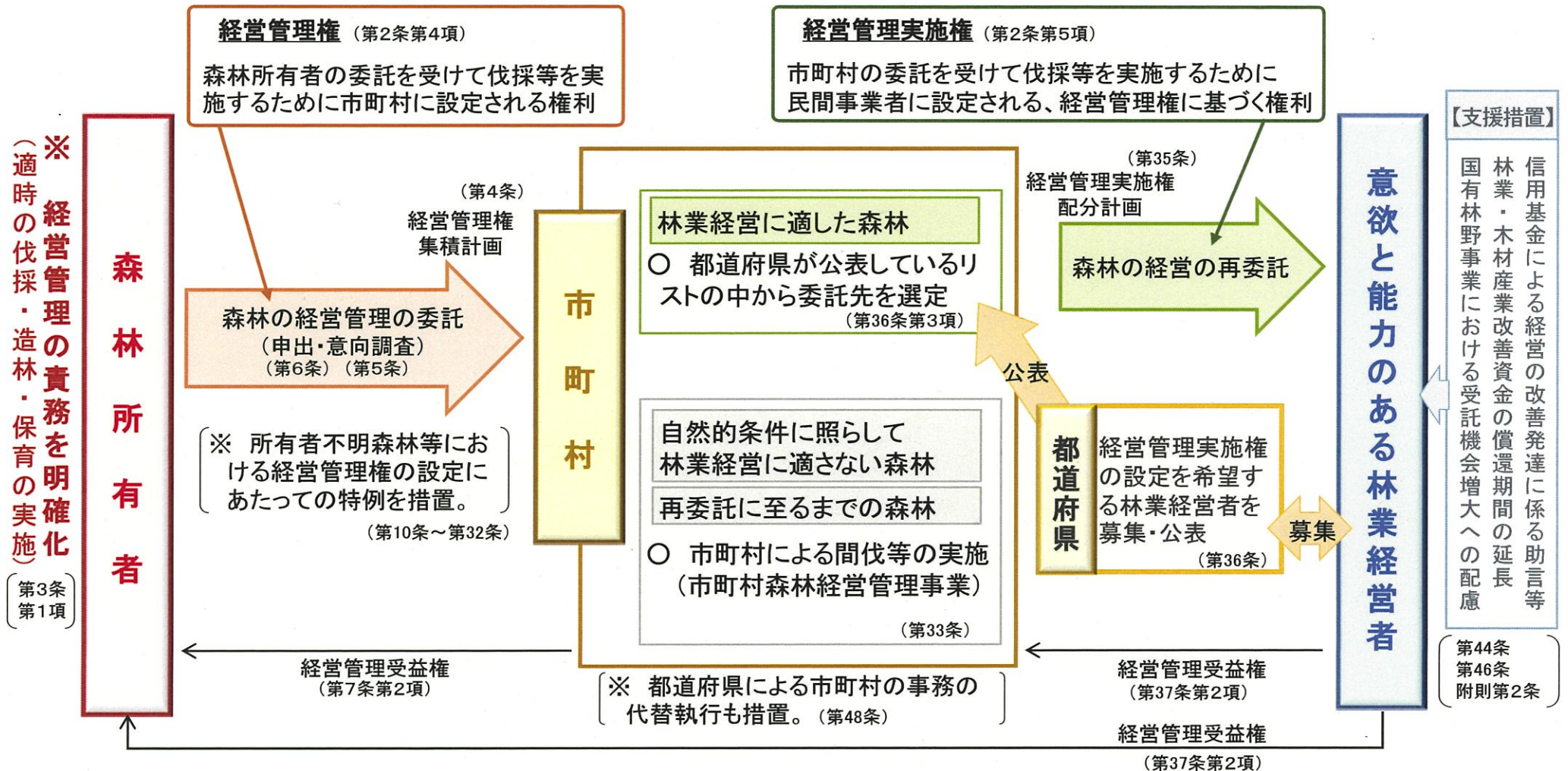
上記の制度の創設に向け、(1)～(3)の内容を盛り込んだ森林関連法案を次期通常国会に提出することを検討。



森林経営管理制度の概要

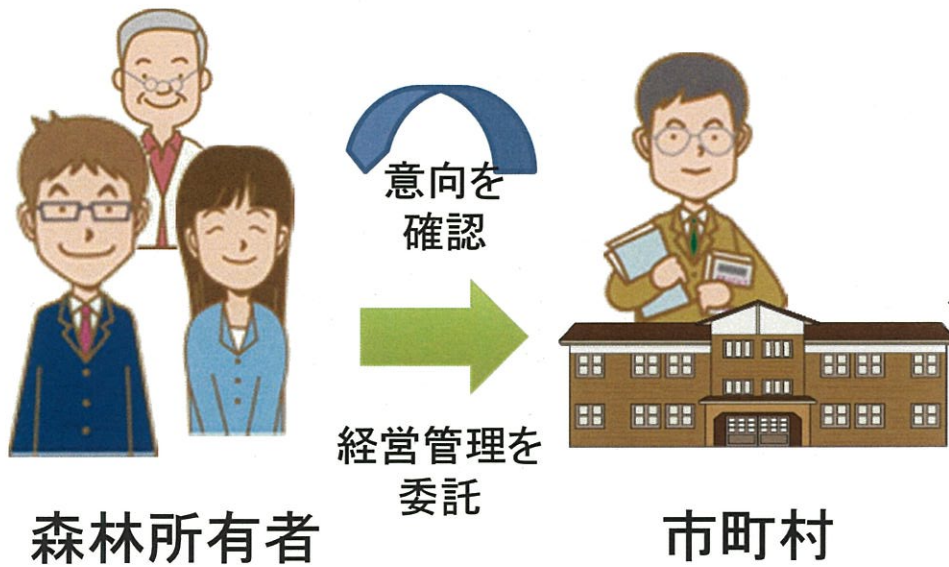
森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



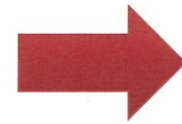
狙い① 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と
林業経営者をつなぐシステムを構築し
担い手を探す



併せて、所有者不明森林の問題
にも対応

林業経営に
適した森林

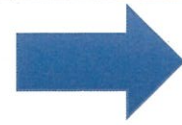


経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

狙い② 森林の経営管理の現状と将来像

私有
人工林

既に集積・集約化
されているのは
約1/3

従来の取組
に加え、新た
な制度により
整備

現状

<多様で健全な森林の整備のイメージ>

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林(スギや広葉樹が混じり合った森林など)等へ誘導。

多様で健全な森林へ誘導

目指す姿

森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化



自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽による確実な更新を図る

狙い③ 森林経営管理制度により期待される効果

市町村 (地域全体)	<ul style="list-style-type: none">○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、<u>地域経済の活性化に寄与。</u>○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。</u>
森林所有者	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる。</u>○ 意欲と能力ある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待できる。</u>
地域の 林業経営者	<ul style="list-style-type: none">○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。</u>○ <u>これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。</u>

経営管理権集積計画の作成について③【対象森林】

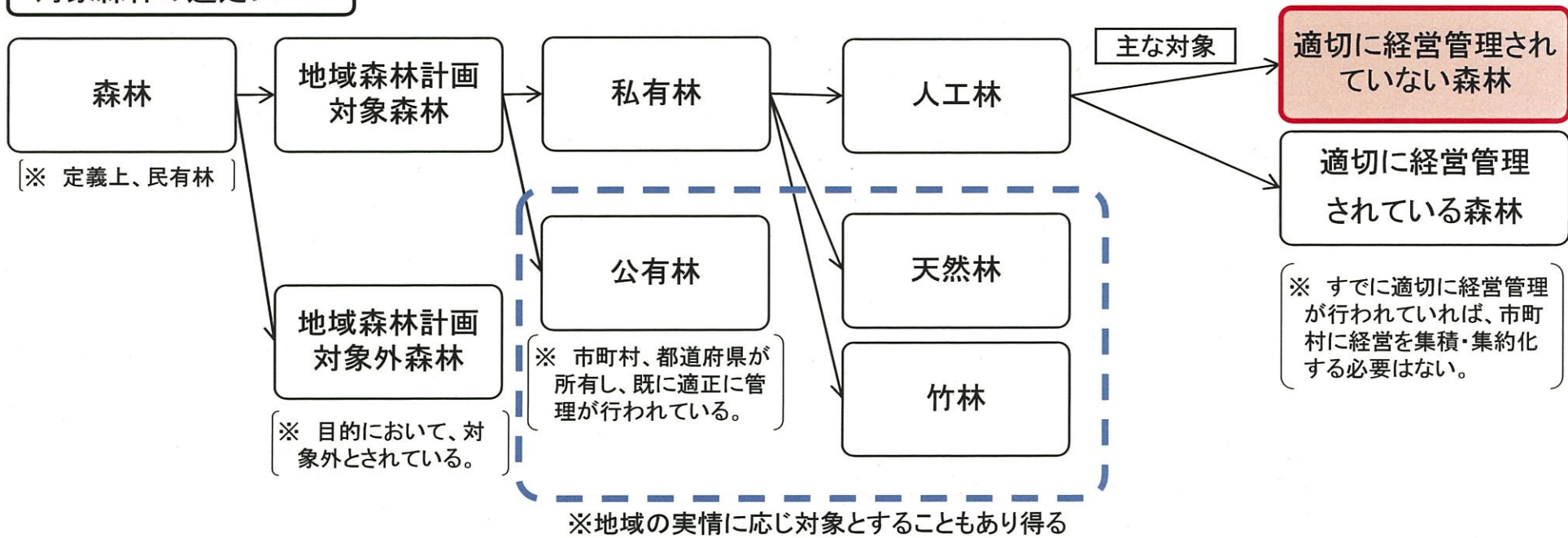
第1条 本法律の対象は、森林法(昭26法249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林。

○ 経営管理権等を設定する主な対象としては、地域森林計画対象の森林の中で経営管理が行われていない私有林人工林を想定。

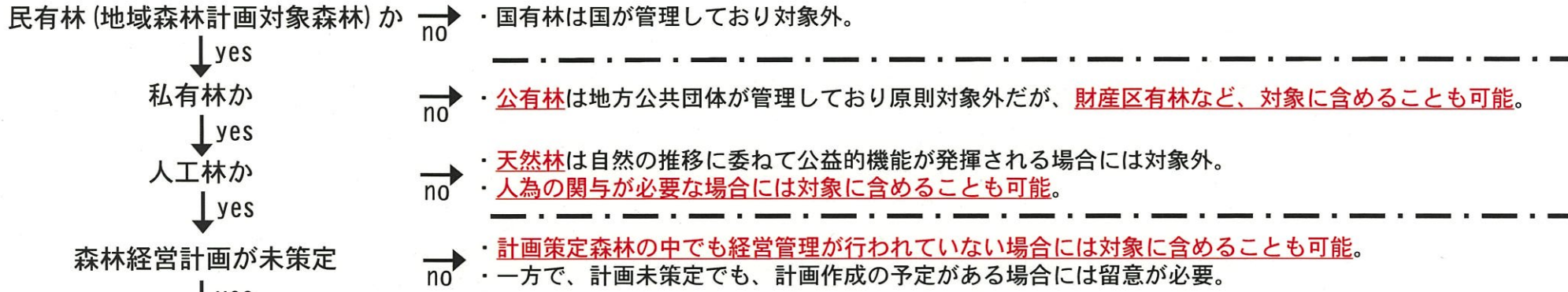
- ① 市町村や都道府県が所有している公有林
- ② 健全な育成のために伐採等の施業を行う必要性の低い天然林
- ③ 適切に経営管理が行われている人工林

については、市町村が森林所有者に代わって経営管理を行う必要性は低いことから、対象として基本的に想定していない。

対象森林の選定フロー



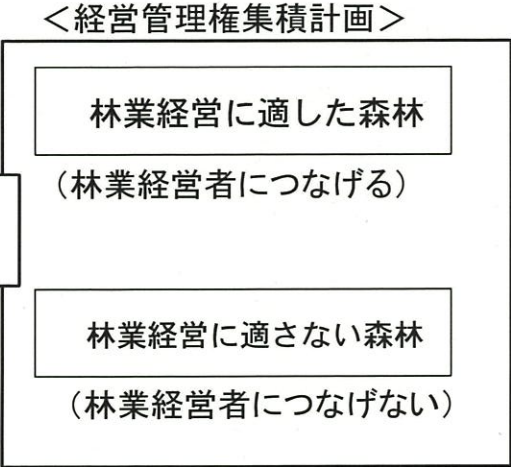
対象森林の選定フロー①



意向調査 (経営管理権集積計画) を実施する森林 (地域) を選定

- ・ 経営管理が行われていないおそれのある森林を抽出。
 - 経営管理が行われていないおそれがある人工林の規準の目安
 - ・ 1 齢級 : 残存本数がおおむね75%以下等、成林しないおそれ
下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧
 - ・ 2～4 齢級 : 除伐等が不十分であり、植栽木が他の樹木等に被圧
 - ・ 5 齢級～標準伐期齢 : 間伐が未実施、または最後の間伐から10年以上経過などで過密化
 - ・ 標準伐期齢以上 : 最後の間伐から15年以上経過するなど過密化
- (「事務の手引き (概要)」 P. 6)

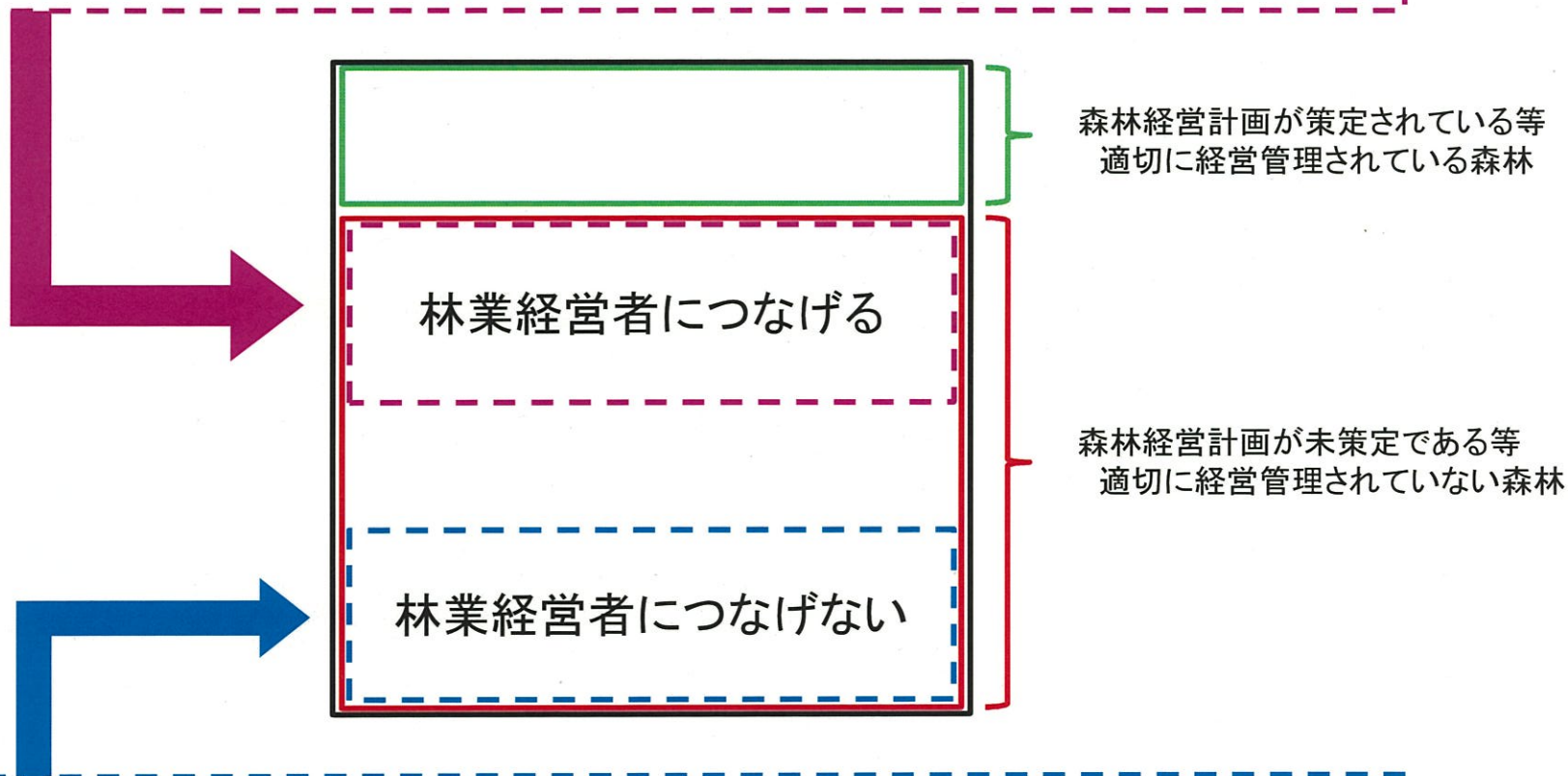
市町村



次頁へ

対象森林の選定フロー②

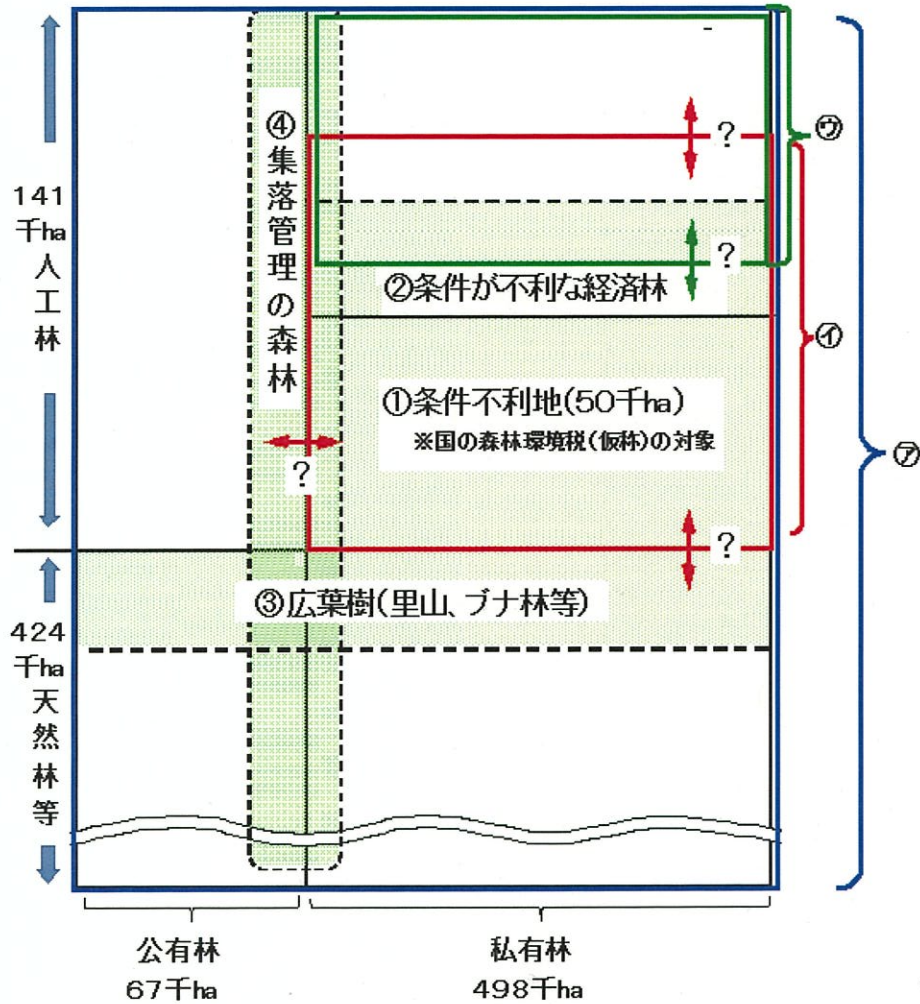
- ①森林資源の状況（例：平均傾斜15度未満）や路網整備の状況（例：基幹路網が開設済み）、木材の供給先の配置（例：原木市場や製材工場等が50km圏内にある）等から経済ベースに乗ると考えられる森林
- ②隣接した森林において都道府県が公表している民間事業者が森林経営計画を策定している森林（森林経営計画の策定が予定されている場合は留意が必要）
- ③隣接した森林の森林所有者や森林所有者から委託を受けた者から、経営管理を受託したい旨の要望があった森林等は、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れる可能性が高いため、選定を実施することが望ましい。



- ①森林資源の状況（例：平均傾斜35度以上）や路網整備の状況（例：基幹路網が未開設）、木材の供給先の配置（例：原木市場や製材工場等が50km圏内でない）等から経済ベースに乗らないと考えられる森林
- ②選定を実施したが経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れなかった森林等、選定を実施しても経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れる可能性が低い森林については、選定を実施する必要性は低いと考えられる。

当委員会における概念図との関係（イメージ）

公的関与が必要な森林の区分（イメージ）



ア 地域森林計画の対象森林（565千ha）
・ 県が森林整備・保全に関する計画を策定

イ 経営管理権集積計画の対象森林
・ 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村に委託
・ 市町村が計画を策定
※左図では便宜的に私有人工林に限定・図示

ウ 森林経営計画の対象森林
・ 森林組合等が経営に関する計画を策定
※左図では便宜的に私有人工林に限定・図示
(実際は私有人工林以外（広葉樹、集落管理）も対象)

(H30.6月国説明会資料を基に県作成)

検討の進め方について

1 目的

- 森林の公益的機能の維持・保全のため、公的関与が必要な森林整備の対象
・規模を明確にし、新たな財源の必要性や確保のあり方について検討する。

2 体制

(1) 森林整備と財源のあり方検討委員会 (H29 設置・継続)

- ・ 部会 (H30 新設) の検討結果や国の森林環境譲与税の制度詳細等を踏まえ、新たな財源の必要性や確保のあり方について検討

(2) 技術専門部会 (H30 新設)

- ・ 技術的・専門的な見地で公的関与が必要な森林整備の対象・規模について検討

◆ 県と国税の対象範囲の考え方

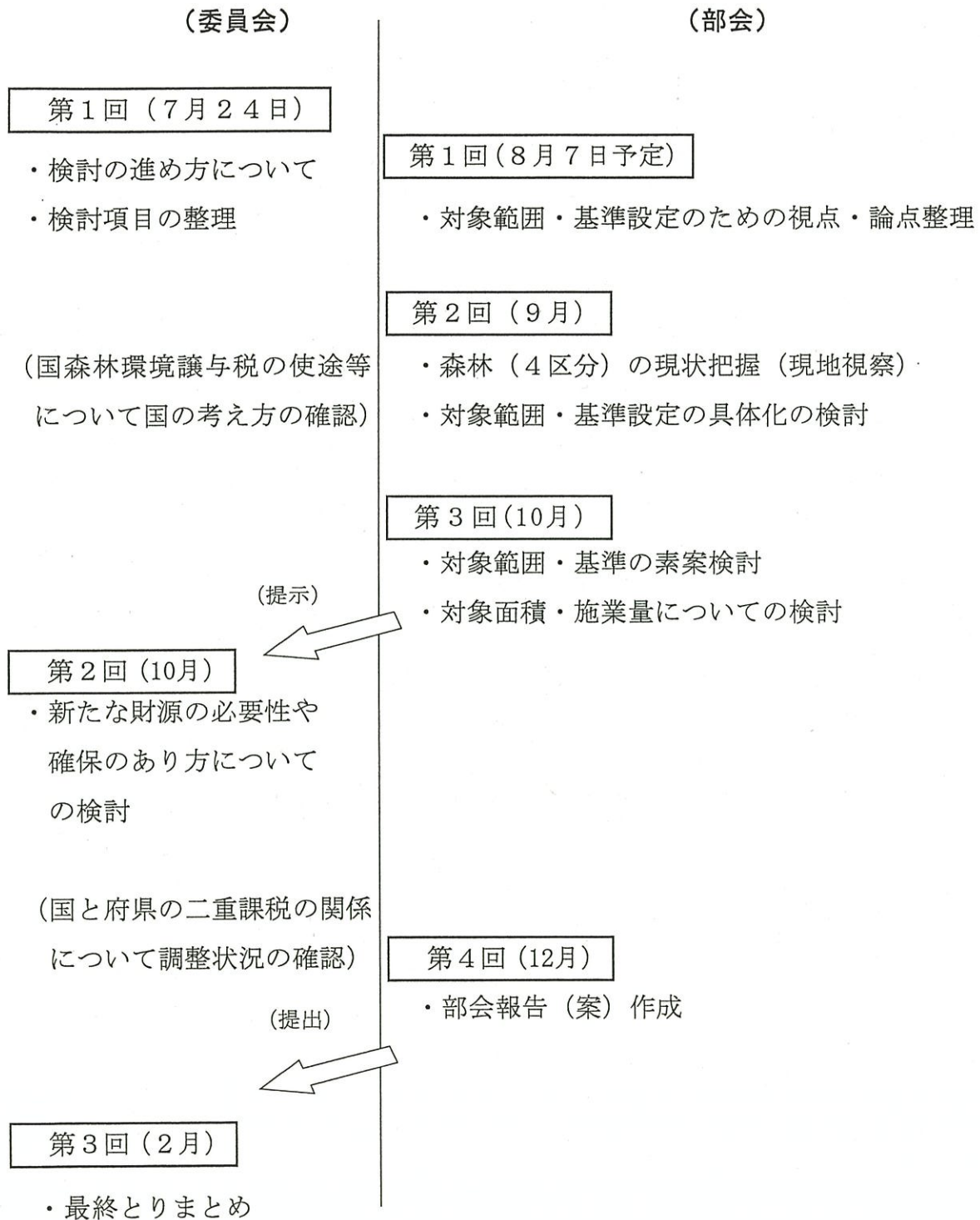
対象区分	県	国
(国税の対象外)		<p>「林業経営者につなげる」・ 経済ベースに乗る 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均傾斜 15 度未満 ・ 基幹路網が開設済み ・ 市場・製材工場 50km 圏内等 <p>経営管理を希望する民間事業者 が現れる可能性が高い</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
①条件不利地	<p>自然的・地理的条件により施業が 困難な森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜 30 度以上 ・ 平均生長量 5 m³/年未満 ・ 車道から 1 km 以上 	<p>「林業経営者につなげない」 経済ベースに乗らない 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜 35 度以上 ・ 基幹路網が未開設 ・ 市場・製材工場 50km 圏外等 <p>経営管理を希望する民間事業者 が現れる可能性が低い</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
②条件が不利な 経済林	<p>経済林のうち自然的・地理的条件 により採算性が低く、施業が困難 な森林 ※具体的規準について要検討</p>	<p>経営管理を希望する民間事業者 が現れる可能性が低い</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
③広葉樹(里山、 ブナ林等)	<p>かつての薪炭林等で手入れされ ていた者の、現在放置されている 里山、ブナ林等 ※具体的規準について要検討</p>	<p>人為の関与が必要な場合には対 象に含めることも可能</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
④集落管理の 森林	<p>集落が共有・管理する森林(管理 者の高齢化等により手入れが行 き届かない森林)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産森林組合所有林、記名共有 林、財産区有林 <p>※具体的規準について要検討</p>	<p>財産区有林など、対象に含めるこ とも可能</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>

平成30年度森林整備と財源のあり方検討委員会 技術専門部会 委員名簿(案)

(五十音順、敬称略)

委員の氏名	役 職 名 等	備 考
かみたに ともひこ 紙谷 智彦	新潟大学名誉教授	
かばさわ のぶゆき 椋沢 伸幸	魚沼市 農林課 農林室長	
ほんだ まこと 本田 誠	関東森林管理局 中越森林管理署 森林技術指導官	
やまもと のぶゆき 山本 伸幸	森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 林業動向解析研究室長	
(計 4 名)		

平成30年度森林整備と財源のあり方検討のスケジュール（案）



森林整備と財源のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 森林の公益的機能の維持・保全等を図るために必要な森林整備と財源のあり方について検討するため、学識経験を有する者等からなる「森林整備と財源のあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森林整備と財源のあり方に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) 市町村長
- (4) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 委員会には会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長にあたる。

- 2 会議には、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 第4条第1項(3)及び(4)に規定する委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは議長が委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

- (1) 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に定める非公開情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

(部会)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産部林政課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

森林整備と財源のあり方検討委員会 技術専門部会運営要領

(主旨)

第1条 この要領は、「森林整備と財源のあり方検討委員会設置要綱」(以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき設置された「森林整備と財源のあり方検討委員会技術専門部会」(以下「部会」という。)の運営のために必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第2条第1項(1)及び(2)に関し、技術的・専門的見地から検討が必要な事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 部会は、委員4名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(部会長)

第5条 部会には部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長にあたる。

- 2 会議には、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは議長が部会に諮り、当該部会を非公開とすることができる。

- (1) 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に定める非公開情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、農林水産部林政課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。